

特許等海外出願に係る費用の一部を助成します！

～令和6年度海外出願支援事業のご案内～

1 対象者

- 山梨県内に事業所を置く中小企業およびグループ、個人事業者
- 地域団体商標出願については、事業協同組合等、商工会、商工会議所、NPO 法人

2 助成事業の内容

(1) 助成対象経費（助成率 1 / 2 以内）

- 1 企業に対する上限額：300 万円（複数案件の場合）
- 案件ごとの上限額：特許 150 万円以内
実用新案、意匠、商標 60 万円以内
冒認対策商標 30 万円以内

(2) 対象となる経費

外国特許庁への出願手数料、現地代理人費用、国内代理人費用、翻訳費用

(3) 助成対象となる出願

申請書提出時点において日本国特許庁の出願を行っている案件（PCT 出願含む）であって、交付決定日以降、令和7年1月末日までに外国特許庁への出願（または指定国への国内移行）と全ての支払いが完了するものに限ります。

(4) 事業採択について

審査員会での審査を経て決定します

※過去に本補助事業の採択を受けた企業については、状況調査（フォローアップ調査、ヒアリング等）の協力を行っていることが選定において必須となります。

(5) 募集期間 第2回募集：令和6年7月22日（月）～8月19日（月）

3 申請方法などについて

詳細については、やまなし産業支援機構ホームページ

<https://www.yiso.or.jp/subsidy/patent.html>）をご確認ください。

問い合わせ・申し込み先

〒400-0055 山梨県甲府市大津町 2192-8 アイメッセ山梨 3F
公益財団法人やまなし産業支援機構 新産業創造部 新市場開拓課
Tel:055-242-6390 FAX:055-243-1885 E-mail : info@yiso.or.jp